

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 2 7 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等
に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する
条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等
に関する条例

（函館市個人情報の保護に関する法律施行条例および函館市屋外広告
物条例の一部改正）

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（1）函館市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年函館市条
例第 3 6 号）附則第 9 項各号列記以外の部分および第 1 0 項

（2）函館市屋外広告物条例（平成 1 7 年函館市条例第 4 1 号）第 4 6
条各号列記以外の部分

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第 2 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年函館市条例第 15
号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条の 2 第 3 号および第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 2 2 条の 3 第 1 項第 1 号および第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁
刑」に改める。

（函館市職員退職手当条例等の一部改正）

第 3 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（1）函館市職員退職手当条例（昭和 5 9 年函館市条例第 5 号）第 1 6
条第 1 項第 1 号および第 5 項第 2 号，第 1 7 条の見出しおよび同条
第 1 項第 1 号，第 1 8 条第 1 項第 1 号ならびに第 2 0 条第 4 項

(2) 函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例
(平成 27 年函館市条例第 10 号) 第 6 条第 1 号イ

(3) 函館市青果物地方卸売市場条例 (平成 20 年函館市条例第 53 号)
第 13 条第 3 項第 2 号

(4) 函館市水産物地方卸売市場条例 (昭和 60 年函館市条例第 1 号)
第 8 条の 2 第 3 項第 2 号, 第 14 条第 4 項第 2 号, 第 20 条第 3 項
第 2 号および第 35 条第 1 項第 2 号

(5) 函館市消防団条例 (平成 9 年函館市条例第 71 号) 第 5 条第 1 号
(函館市公害防止条例の一部改正)

第 4 条 函館市公害防止条例 (昭和 47 年函館市条例第 18 号) の一部
を次のように改正する。

第 27 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 28 条第 1 項各号列記以外の部分中「懲役」を「拘禁刑」に改め,
同条第 2 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(函館市消防団員退職報償金条例の一部改正)

第 5 条 函館市消防団員退職報償金条例 (昭和 39 年函館市条例第 16
号) の一部を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め, 同
条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め, 同条第 2 号中「又は」を「
または」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 6 条 この条例の施行前にした行為の処罰については, なお従前の例
による。

2 この条例の施行後にした行為に対して, 他の条例の規定によりなお
従前の例によることとされ, なお効力を有することとされまたは改正
前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用す
る場合において, 当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律
(令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。) 第 2
条の規定による改正前の刑法 (明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑
法」という。) 第 12 条に規定する懲役 (以下「懲役」という。) (

有期のものに限る。以下この項において同じ。），旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは，当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と，旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第7条 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ，なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については，無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と，有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と，拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第8条 刑法等一部改正法および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）ならびにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は，第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第22条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）および第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については，拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（函館市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は，第3条の規定による改正後の函館市職員退職手当条例第16条第1項および第5項，第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）ならびに第20条第4項ならびに函館市職員退職手当条例第20条第3項の規定の適用については，拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

第10条 第6条から前条までに定めるもののほか，刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は，規則で定める。

附 則

この条例は，令和7年6月1日から施行する。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い，関係条例の規定を整備するため